

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、土地収用の
裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成二十二年一月七日

広島県収用委員会

一 起業者

広島県

二 事業の種類

県道内海三津線改築工事（広島県呉市安浦町大字女子畑地内）

三 裁決手続を開始する土地の所在、地番、地目及び面積

所在	地番	地目		面積	裁決手続を開始する土地の面積 (m^2)
		公簿	現況		
呉市 安浦町大 字女子畑 字峠原	一八二番一	山林	山林	公簿 (m^2) 一七二	一〇・六七 (別図に図示 する(イ)の 部分)

四 土地所有者の氏名及び住所

藤岡克己

島根県松江市西尾町一五三二番地五九

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし

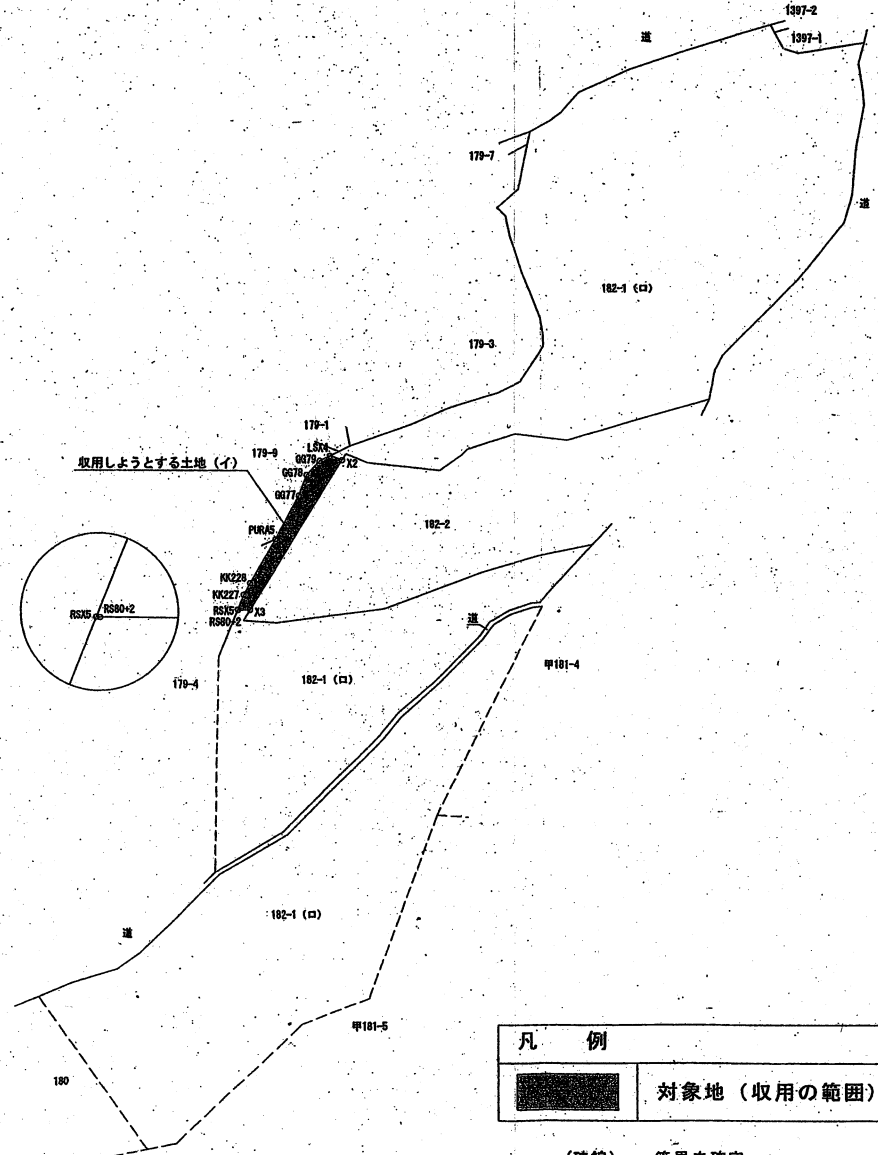
六 土地収用裁決の手続開始を決定した日

平成二十一年十二月二十二日

土地の所在： 呉市安浦町大字女子畑字峠原

座標求積表

地番	(イ)	182-1 収用しようとする土地		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1)Yn	距離
X2	-187945.128	53915.781	1121987.402610	2.44
LSX4	-187947.249	53914.571	-230638.705596	2.24
0879	-187949.404	53915.212	-278795.561252	3.75
0878	-187952.420	53917.446	-282385.664702	4.39
0877	-187954.641	53921.237	-446953.133493	9.75
PUR45	-187960.709	53923.880	-672061.702560	9.94
KK228	-187967.103	53936.501	-432516.801519	2.59
KK227	-187968.728	53938.530	-178968.042540	3.19
RSX5	-187970.421	53941.242	-87438.753282	0.07
R880+2	-187970.349	53941.260	127409.258120	2.32
X3	-187968.059	53941.678	1390468.060838	34.59
		積面積	221.354624	
		面積	110.6773120	
		地積	110.67 m ²	



凡 例

	対象地 (収用の範囲)
--	-------------

--- (破線) 境界未確定